

公共工事における週休 2 日制度の改定について

(令和6年4月改定)

○背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、平成31年度から市が発注する公共工事において週休2日制度を導入しています。

○改定内容

工事評価において、週休2日の達成状況(4週6休から4週8休)に応じて、1点から2点加点していたものを廃止します。
ただし、4週8休以上を達成した場合には、新たな評価項目にて加点します。

○適用日

令和6年4月単価を適用する工事から適用

改定概要

	現行	改定後
対象工事	<p>市が指定する全ての工事とする</p> <p>ただし、以下の工事は除く</p> <p>※災害復旧等緊急を要する工事</p> <p>※現場特性により工事の作業時間及び作業日数が特定される工事</p> <p>※単価契約による工事</p>	継続
休工日	日曜日、土曜日以外の指定も可能	継続
発注方式	<p>【発注者指定方式】</p> <p>週休2日工事を実施することを前提に発注する方式</p> <p>【受注者希望方式】</p> <p>発注者指定方式以外の工事</p>	継続
その他	週休2日工事を実施する、しないは受注者が選択	継続
	達成できなくてもペナルティーは科さない	継続
	<p>やむを得ない場合は休工日を別の日に振り替えることを可能とする</p> <p>※休工日を起算日として、その前後2週間以内に振り替えた場合は休工日として数える</p>	継続
工事評価	<p>達成状況に応じ工事評価に加点</p> <p>※成績評価を行わない工事を除く</p>	4週8休以上を達成した場合のみ新たな評価項目にて加点
費用の計上	<p>達成状況に応じ計上（費用の計上の対象とする工事及び費用の計上方法は特記仕様書で明示）</p> <p>【発注者指定方式】</p> <p>4週8休を達成した場合の費用を予め計上し、達成状況が4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた費用に減額</p> <p>【受注者希望方式】</p> <p>達成状況が4週6休以上となった場合は、達成状況に応じた費用を計上</p>	継続